

期 間： 令和2年 3月 25日（水） 午後2時00分より

場 所： 真鶴町民センター 第2会議室

出 席 者： 牧岡 教育長、瀧本 委員（教育長職務代理者）、
草柳 委員、佐々木 委員、松野 委員、
岩本 教育課長、後藤 指導主事、奥村 学校教育指導員、
小野 学校教育係長、大竹 生涯学習係長、
書記：秋澤 主事

欠 席 者： なし

傍 聴 者： なし

議事

1 開会

教育長のあいさつ

2 教育長の報告

- ・コロナウイルス感染症に関すること

3 協議事項

- (1) 真鶴町立幼稚園預かり保育料徴収条例施行規則の制定について
- (2) 真鶴町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について
- (3) 真鶴町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 真鶴町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (5) 真鶴町立学校等文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について
- (6) 学校事故児童生徒援助費支給要綱の制定について
- (7) 真鶴町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (8) 真鶴町重要文化行事保護規則の一部を改正する規則の制定について
- (9) 真鶴町青少年スポーツ振興補助金交付要綱の制定について
- (10) 真鶴町体育競技優秀選手等表彰要綱の一部を改正する要綱について
- (11) 真鶴町生涯学習推進協議会運営要綱を廃止する要綱について
- (12) 真鶴町立小・中学校教職員及び真鶴町教育委員会関係人事について

4 報告事項

○学校教育関係について

○社会教育・生涯学習関係について

牧岡教育長： ただいまより真鶴町教育委員会3月定例会を始めます。本日の定例会は、協議事項の案件が非常に多いもの、かつ大事なものですので、いつもと順番を変えまして、私の報告は協議事項の後にして、まず協議事項から先に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

全員： はい。

牧岡教育長： はい。ありがとうございます。なお、協議事項の途中になるかと思いますが、岩本教育課長は町のコロナ対策の対策本部会議が午後3時から行われることになりました。これも非常に大事なことです。特に、うちの課は附属施設をたくさん持っていますので、誰か代表をとということで、岩本課長にはそちらの方に出席することになっております。これは午後2時30分ぐらいでいいですか。

岩本課長： はい。

牧岡教育長： その辺は課長に判断してもらいますが、途中で退席をさせていただき、終わりましたら戻ってきていただくので、ご了解をいただきたいと思います。

では、3番の議題。協議事項(1)真鶴町立幼稚園預かり保育料徴収条例施行規則の制定について、事務局お願いします。

岩本課長： すみません。先によろしいでしょうか。

牧岡教育長： はい。

岩本課長： はい。皆さんの方にご通知、それから告示したものについてです。

牧岡教育長： 分かりました。これについて私から。はい。申し訳ありません。協議事項について、事前に委員さんにお知らせをしたもの、また、告知したものの内容に追加がございます。追加協議の案件として、(7)、(10)、(11)が追加となっております。このことについて、委員の皆様にご追加することの同意を求めたいと思いますが、追加案件を加えていただくことについて、よろしいでしょうか。

全委員： はい。

牧岡教育長： はい。ありがとうございます。では、追加という形で進めたいと思います。課長、よろしいですね。

岩本課長： はい。

牧岡教育長： では、協議事項（１）真鶴町立幼稚園預かり保育料徴収条例施行規則の制定について、事務局お願いします。

小野係長： はい。よろしくお願ひいたします。資料１、真鶴町立幼稚園預かり保育料徴収条例施行規則をご覧ください。

資料１についての説明

牧岡教育長： はい。ただいまの説明についてご質問ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。では、真鶴町立幼稚園預かり保育料徴収条例施行規則の制定について、お認めをいただける方は挙手をお願いします。

全委員： （全員挙手）

牧岡教育長： 全員賛成です。協議事項（２）真鶴町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について、事務局お願いします。

小野係長： 資料２真鶴町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則をご覧ください。

資料２についての説明

牧岡教育長： はい。では、今の説明についてご質問ご意見がありましたらお願いします。

松野委員： はい。

牧岡教育長： はい。お願いします。

松野委員： 文部科学省から指示、県から出されているということですが、現実的な部分、実際の部分として自治体的には今までのところで、今年タイムカードですか。そういうものも入ってきている所もあると聞いていますが、実際の実態との整合性といえますか。その辺は大丈夫なのでしょうか。

小野係長： そうですね。こちらについては、私もこの規則の制定について、県の説明会に参加した時に、全く同じ質問が他の市町村からいくつかありました。特に真鶴の場合は、小学校の教員の時間外勤務が多い傾向にありました。他の市町村や真鶴

中学校も、もしかしたら時間が拾えていない部活動などがあるかもしれないです。特に中学校については、「部活動で土日出てしまったら、この勤務時間はすぐに枠を越えてしまう。」という話がありました。県の方でも、「その辺は各自治体、県で考えるレベルではなく、国としてこの時間をどう整理していくか。そこは国の方にまた話をしていく。」と説明がありました。ですので、実際問題、この時間は土日、時間外勤務をしてしまうとすぐにオーバーしてしまうような、厳しいという。本当にそこを守っていただきたい時間ではあるのですが、実態は実際の時間に全職員が収まるのかということ、なかなかすぐにこれを置いたから収まるものではないと思うので、継続的に働ける、働く環境の整備をしなければいけないとは考えています。

牧岡教育長： よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

瀧本委員： はい。

牧岡教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： それに関係してですが、教職員の健康、福祉の確保でいくと、実態が伴わないのは問題だと思います。罰則規定的なものが入ってもいないし、実際に守られるかどうか。守らないのは、結局はもう1つの学校教育の水準の維持向上、「児童生徒のために」ということに重きが置かれて時間が超過していつてしまうことが実態ではないかと思います。だとすると、現実的にオーバーしてしまっているといった時に、どうしていけばいいのか。罰則と言いましたけど、職員が罰するわけでもないし、学校が罰するわけでもない。だとしたら、これはやはり「このような実態がある」ことを、県なり国なりにこういうものを基にしながら伝えていけるという。そこを何とか追求していきたいなと思うのですね。そうしないと、おそらく提案された委員会としても辛い部分だと思います。実態を承知されているわけですから。ぜひ、何かどこかでそういう手立てが取れないかなという思いはあります。

小野係長： 本当におっしゃる通りで、国の方でも、神奈川県の方で『勤務時間調査』というものが来ています。真鶴町は小中学校に勤務時間を管理するソフトを入れて、ICカードリーダーで管理しているのですが、まだ進んでいない自治体もたくさんあります。今回は義務化されていなかったのですが、来年度以降は教職員の勤務時間を、まず把握して、それを調査して県が確認し、各市町村に報告するという流れがある予定だと聞いています。そこで実態を国としても把握していく。県もそうですけど。その中でどのようにやっていくのか、単純に研修を減らせばいいなどの問題では当然ないので、その辺を教育委員会も学校も、現場だけ

ではなかなか難しいと思いますが、そういう場所も含めて、どういうふうに精査していくかを出せたらいいなと考えています。

牧岡教育長： よろしいでしょうか。

瀧本委員： おそらく、この規則とはまた別枠で、そういう要望書などを国に出していくことが必要なのではないかと思うので、ぜひそこも検討してもらいたいです。一番現場に近い市町村の委員会ですので、そこで「実態としてこうなんだ。」という事で、これはやはり人員が足りないなど、いろいろな部分があると思います。そこをぜひ要望としてまた出して、数字で切られて、チェックしてやっているから、やり過ぎているからと、また現場はそれを被らなくては行けないと。これはやろうとしていることが全然逆なのではないかという思いがあるので、ぜひそういう要望を出して行っていただきたいと思います。以上です。

牧岡教育長： 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、真鶴町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について、お認めいただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

牧岡教育長： 全員賛成です。協議事項(3)真鶴町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局お願いします。

小野係長： はい。資料3、真鶴町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表をご覧ください。右側の欄が旧(改正前)、左側の欄が新(改正後)となります。下線部分は、今回の改定場所となります。まず第6条第2項ですが、左側の欄になります。「園長は、教育の実施上、特に必要があると認め、教育委員会の承認を受けた場合は、休業日に保育を行うことができる。」という規定を新たに設けました。令和2年度より幼稚園、小中学校において、夏季休業期間を短縮して課業日とする計画を立てておりまして、幼稚園の休業期間中の登園を可能とすることに伴う改正です。続きまして、第7条から第15条までは文言の整理となりますので、説明は控えさせていただきます。

裏面をご覧ください。第34条の日直についてです。右側の旧の欄では、「職員は、幼稚園の施設、設備、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び園内の監視のため、園長の命を受け、日直を行わなければならない。」と規定していますが、左側の新の欄では「園長は、幼稚園の施設、設備、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び園内の監視のため所属職員に日直を命ずることができる。ただし、教育委員会が保全上必要な施設及び設備の整備、その他特別の措置

を講じたときは、この限りでない。」と規定しています。この改正につきましては、学校行政の働き方改革の1つとして、教職員の心身の健康保全を図ること等を目的として、教職員の休暇取得をしやすい環境を整えるため、夏季休業期間等の日直を置かない日、いわゆる学校閉庁日を令和2年度から実施するために規定するものです。改正後の施行日は、令和2年4月1日からの施行となります。説明は以上です。

牧岡教育長： はい。説明についてご質問ご意見などがありましたらお願いします。よろしいでしょうか。では、真鶴町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、お認めいただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

牧岡教育長： 全員賛成です。次、(4)真鶴町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局お願いします。

小野係長： はい。資料4の真鶴町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表をご覧ください。まず、左側の新の欄です。第5章に「共同学校事務室」を新たに設けました。学校事務の共同実施につきましては、既に足柄下郡における学校事務組織の設置や各町単位での小中学校の町ブロックの配備を開催しておりまして、町市を越えての給与書類のチェックや事務処理上の議事の確認・共有等を実施しています。今回、新たに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、「共同学校事務室」が規定され、本町においても小中学校における学校事務および学校事務員について適正化、効率化、標準化等を図るため、法に規定する共同学校事務室を設置するものとなります。

資料4についての説明

牧岡教育長： はい。では、まず共同学校事務室に関わる部分についてご質問やご意見がありましたらお願いします。

瀧本委員： はい。

牧岡教育長： はい。

瀧本委員： すみません。聞き逃したのかもしれませんが、共同学校事務室が設置される理由というのですか。

小野係長： はい。

瀧本委員： それを教えてくださいませんか。

小野係長： はい。こちらにつきましては、先ほど言った法に基づいた共同学校事務室があるわけですが、こちらの共同学校事務室を設置することによりまして、事務職員の方たちが、例えば、出張や研修を行う時にこの共同学校事務室を規定することによって、当該所属場所で事務を行う上でこの規定が根拠となって、共同事務が行いやすくなることがあります。また、人事の配置の中でこの共同学校事務室に位置付けることで、状況によっては加配が受けられる。真鶴町の場合は小規模なので、これを作ったからすぐに加配が受けられることにはならないかもしれませんが、そういうこともあります。また元々「学校現場の事務を司る」というところで、法には規定されてはいたのですが、町の規定の中で明文化されたものはありませんでした。こちらについては、「規則に位置付けてほしい。」という要望も前からありまして、ここで新たに規定するものとなります。

牧岡教育長： よろしいでしょうか。

瀧本委員： すみません。イメージとしていいですか。小学校と中学校に1名ずつの事務の人が今います。そのうちの1名を室長でしたか。

小野係長： はい。そうです。

瀧本委員： 室長が在籍する。例えば、小学校の方が室長になるという、それを決める。それで規模が大きい場合には、その室長が学校に2名配置されるという。

小野係長： 加配がある場合は。

瀧本委員： 加配があった場合には。加配がない場合というのは、特には事務の先生方の負担軽減など、そういうことにはならないということですか。

小野係長： 加配がない場合。

瀧本委員： 加配がない場合は、以前と変わらないのですか。

小野係長： 今、実際に共同事務を実施していますので、これを作ったからといって、何か形が大きく変わるというものではないのですが、そういうことになります。

瀧本委員： はい。分かりました。

牧岡教育長： よろしいですか。他いかがでしょうか。では、真鶴。すみません。まだありました。次に、3ページの日直及び宿直等の第31条に関わる部分について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。では、全体通してご質問ご意見ありましたらお願いします。よろしいですか。はい。では、真鶴町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、お認めいただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

牧岡教育長： 全員賛成です。(5) 真鶴町立学校等文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について、事務局をお願いします。

小野係長： はい。資料5の真鶴町立学校等文書取扱規程の一部を改正する規程新旧対照表をご覧ください。まず、右側の旧の欄の「小分類」という欄があるのですが、上から2つ目の『03 出張命令簿』についてです。一番右側の備考欄に「教育委員会に提出」となっていますが、左側の新の表の欄をご覧くださいまして、教育委員会に提出を削除しています。こちらの改正理由ですが、出張命令簿の本書につきましては学校保管としておりまして、写しを旅費請求のため、教育委員会に提出していることから改正をするものです。続いて、2つ下の行にあります『13 源泉徴収票』についてです。右側の下線部分が引いてあります保存年限ですが、右側の旧の欄では「5年」と規定されていますが、左側の新の欄では「7年」に変更しています。こちらにつきましては、所得税法上の改定によるものです。続いて、一番下の『06 学齢簿記載事項変更通知書』の保存年限が、右側の旧の欄では下線で「1年」と規定されていますが、左側の新の欄では「在」と変更しています。「在」というのは、在籍中は基本等級保存になります。こちらの改正理由につきましては、卒業時進路関係書類作成時に過去の住所等の確認を行う必要があるため改正するものです。この改正後の施行日につきましては、令和2年4月1日からの施行となります。説明は以上になります。

牧岡教育長： はい。真鶴町立学校等文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について、ご質問ご意見ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。では、お認めいただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

牧岡教育長： はい。全員賛成です。(6) 学校事故児童生徒援助金支給要綱の制定につい

て、事務局お願いします。

小野係長： はい。次第には正式に真鶴町立学校と入れてしまっていますが、資料6をご覧ください。

資料6についての説明

牧岡教育長： ただいまの説明についてご質問ご意見などがありましたらお願いします。

瀧本委員： はい。

牧岡教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 第3条の下ところに「予算の範囲内において支給する」という部分があると思うのですが、その予算がどの程度あるのかと、その前の行で「教育委員会が必要と認めた災害費について」ということで、災害費として認められたにも関わらず予算オーバーした場合は、「これは出せない。」となってしまうのではないかと思うのですが。

小野係長： そうですね。予算については、議会にお認めいただくことがありますので、「予算の範囲内」とさせていただいているのですが、こちらとしては必要な経費については、算定して予算要求をしています。実際問題、予算が無いから支給ができないこともあり得ることで規定はしていますが、予算要求、必要な経費はしたいと考えています。

牧岡教育長： よろしいですか。

瀧本委員： はい。やはりこういう要綱の場合には、「予算の範囲内において」という文言は必ず入れておかなければいけない条件ですか。

小野係長： はい。例えば、就学援助費も同様の規定が入っております。準要保護の就学援助費です。ただ、就学援助費についても、実際に「予算が不足するから払えませんでした。」という事例は特に無いと思います。

松野委員： はい。

牧岡教育長： 後でも。

瀧本委員： よろしいでしょうか。やはり文言としては、「教育委員会が必要と認めた災害費」という内容的なものを考えて、学校の管理下であることを考えた時に、そこに「予算の範囲内」という言葉を入れるのは、首を傾げるというか。できたらそこは無い状態で「災害費については支給しますよ。」という要綱にしていきたい思いはあります。

小野係長： そうですね。私も無い方が望ましいと考えるのですが、繰り返しになりますけれど、予算が認められての支給と。必ずこれを払わなければいけないというのではなく、補助的な性格になります。「予算の範囲内」は規定でもありますので、こちらを入れているということになります。

牧岡教育長： いかがでしょうか。

瀧本委員： 必ず入れなくてはいけないものだったら、入れて通してもらった方がいいと思いますし、「何のためにこの支給要綱を作ったのか」というスタートのところから考えていった時に、これはやはり「絶対、町の方でフォローしていくんだよ。」という大きな気持ちがあると思います。それに対して何かブレーキを、ストップをかける「予算の範囲内で」という言葉がとても腑に落ちないなと思ってしまったので、できたらということでお話をさせてもらいました。

小野係長： 予算については、教育委員会に予算決定権が無いので仕方がないというか、この規定を設けざるを得ないところでございます。

瀧本委員： はい。分かりました。

牧岡教育長： よろしいでしょうか。

瀧本委員： はい。

松野委員： はい。

牧岡教育長： お願いします。

松野委員： スポーツ振興センターの災害給付金とは別ということですよ。

小野係長： はい。まったく別です。

松野委員： そうですよ。そうするとスポーツ振興センターの小中学校、幼稚園も含め

て、おそらく入っていると思います。そこでの支給があり、なおかつ町独自として「災害給付をしますよ。」という意味合いだと思うので、先ほどの予算の範囲内は致し方ないかなという印象を受けます。このスポーツ振興センターの他に、市町村会の給付もきっとありますよね。

小野係長： あります。そちらにも必要な経費が認められる部分もあります。はい。さらに、ということです。

松野委員： さらに、ということですよね。そうすると、やはり一定のものは規定の中で支給されるので、市、町としてはある程度仕方ないというイメージを持ちます。

牧岡教育長： 他にいかがでしょうか。では、学校事故児童生徒災害援助金支給要綱について、お認めをいただける方は挙手をお願いします。

全委員： （全員挙手）

牧岡教育長： はい。全員賛成です。（7）真鶴町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局をお願いします。

小野係長： はい。資料7の新旧対照表をご覧ください。第6条ですが、左側、新の欄の下線部分「、指導主事」という文言を追加しています。こちらの改正理由につきましては、指導主事について、平成26年度に神奈川県から町に指導主事が配置する、充て指導主事が配置されまして、町教育委員会の職員として設置をしていますが、現行規則に規定がされていないことが分かりましたので、ここで改正するものです。また併せて、同条の第5号に指導主事の職務を規定しています。「指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。」という規定を新たに追加するものです。第11条につきましては、地方公務員法の運用情報が改正されたことによる改正です。この改正法の施行日は、令和2年4月1日からの施行となります。説明は以上となります。

牧岡教育長： ただいまの説明についてご質問ご意見等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。では、真鶴町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、お認めをいただける方は挙手をお願いします。

全委員： （全員挙手）

牧岡教育長： はい。全員賛成です。（8）真鶴町重要文化行事保護規則の一部を改正する規

則の制定について、事務局お願いします。

大竹係長： はい。それでは、真鶴町重要伝統文化行事保護規則の一部を改正する規則の制定について、説明をさせていただきます。

資料8についての説明

牧岡教育長： ただいまの説明についてご質問ご意見などがありましたらお願いします。よろしいでしょうか。では、真鶴町重要文化行事保護規則の一部を改正する規則の制定について、お認めをいただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

牧岡教育長： 全員賛成です。(9) 真鶴町青少年スポーツ振興補助金交付要綱の制定について、事務局お願いします。

大竹係長： はい。真鶴町青少年スポーツ振興事業補助金交付要綱の制定について、説明をさせていただきます。資料9をご覧ください。本要綱は、少子高齢化に伴い、青少年、特に小中学生のスポーツに親しむ機会が減少していることを考え、日頃から青少年のスポーツ活動の普及を目的に事業展開している社会体育団体に対しまして、必要な経費を助成するために定めるものでございます。

資料9についての説明

牧岡教育長： はい。今の説明についてご質問ご意見等ありましたらお願いします。

瀧本委員： はい。

牧岡教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 現状で、この対象になりそうな団体は今いくつぐらいあるのですか。

大竹係長： はい。現状、スポーツ少年団等を含めて10団体を想定しております。

瀧本委員： はい。ありがとうございます。

牧岡教育長： 他にいかがでしょうか。では、真鶴町青少年スポーツ振興事業補助金交付要綱の制定について、お認めをいただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

牧岡教育長： 全員賛成です。次に、(10) 真鶴町体育競技優秀選手等表彰要綱の一部を改正する要綱について、事務局お願いします。

大竹係長： はい。真鶴町体育競技優秀選手等表彰要綱の一部を改正する要綱について、説明をさせていただきます。今回の改正につきましては、令和2年4月1日より「真鶴町体育協会」から「真鶴町スポーツ協会」に名称が変更となることから、要綱の名称の変更および文言の整理を行うための改正です。資料10の3枚目、新旧対照表をご覧ください。右側の欄が旧(改正前)、左側の欄が新(改正後)となります。下線部分が今回の改正箇所となります。まず、要綱の名称ですが、「真鶴町体育競技優秀選手等表彰要綱」から「真鶴町スポーツ優秀選手等表彰要綱」に変更いたします。第9条、第1項中「体育協会」を「スポーツ協会」に、第2項中「体育競技」を「スポーツ」に改めます。続きまして、第1号様式、第2号様式ですが、次ページをお願いします。第9条の改正に伴いまして、様式中の「体育競技」を「スポーツ」に改めるものでございます。この要綱の改正後の施行日は、令和2年4月1日からの施行となります。説明は以上でございます。

牧岡教育長： 説明について質問ご意見等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。では、真鶴町体育競技優秀選手等表彰要綱の一部を改正する要綱について、お認めをいただける方は挙手を願います。

全委員： (全員挙手)

牧岡教育長： 全員賛成です。(11) 真鶴町生涯学習推進協議会運営要綱を廃止する要綱について、事務局お願いします。

大竹係長： 真鶴町生涯学習推進協議会運営要綱を廃止する要綱について、説明をさせていただきます。当協議会につきましては、平成2年度に国、県から生涯学習モデル市町村事業の指定を受け、生涯学習政策の推進を担う組織として設置されました。その役割は生涯学習推進プランの作成、地域を巻き込んだ学習プログラムの開発・実践、生涯学習推進の集いの開催などでございます。翌平成3年度には、生涯学習推進プランとして『町民憲章を具現化プラン』が作成され、これ以降、各種生涯学習事業の拡充が図られてまいりました。具体的には、自治会と協力した生涯学習講座の開設、特に自治会教育部会と協力いたしまして、生涯学習実践委員を設置し、成人学級の開催等に努めてまいりました。また、青少年健全育成事業の充実。これにつきましては、平成3年度より現在行われております「海と

山の子どもたちの交流会」の前身となる「ちびっこだいぶ」がスタートした年度でもございます。また、文化財の保護・活用の推進といったものです。世代が変わった現在もこれらのものは受け継がれており、社会教育委員が諮問・答申制度から提言制度に変更し、町民にとってより良い生涯学習事業の開催に向けての取り組みが日常の中で展開されております。さらには、学校教育との共同事業も新たに生まれるなど、新しい動きも展開されております。これらのことを踏まえると、当協議会を設置された当時の生涯学習の理念が当町には十分に根付いているものと考えられます。よって、この協議会の設置要綱を廃止するものでございます。なお参考までに、生涯学習推進の集いにつきましては、平成2年度から平成20年度の間には年2回、平成21年度、22年度の2か年は年1回開催されておりましたが、平成23年度よりは開催されておられません。説明につきましては以上でございます。

牧岡教育長： はい。ただいまの説明についてご質問ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。では、真鶴町生涯学習推進協議会運営要綱を廃止する要綱について、提案の通り賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

牧岡教育長： はい。全員賛成です。次、(12)の議案に入ります。この議案については、会議を非公開といたします。また、会議の記録概要についても同じような扱いとしていただきたいと思います。では、議案に入ります。(12)真鶴町立小・中学校教職員及び真鶴町教育委員会関係人事について、事務局お願いします。

(非公開)

牧岡教育長： はい。これについて、ご質問等はあるでしょうか。はい。では、真鶴町立小・中学校教職員及び真鶴町教育委員会関係人事について、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

牧岡教育長： 全員賛成です。以上で協議事項を終わります。次に、報告事項に入ります。

大竹係長： はい。

牧岡教育長： まず先に、報告事項。それで少し待ってください。私の教育長の報告につきましては、先ほど協議会の中で、今回は「コロナウイルス内容関係」をご報告させ

ていただこうと思いましたが、そこでほぼ報告をさせていただきましたので、それに代えさせていただきます。では、事務局お願いします。

大竹係長：

それでは、資料 13 をご覧ください。社会教育・生涯学習関係でございます。3月につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策を実施した関係で、6日に実施いたしました日本画の体験を内容といたしました公民館教室の第3回目を実施した他は、図書館、美術館、博物館で予定していた事業は、全て中止とさせていただきます。また、放課後子どもいきいきクラブとまなづる土曜教室につきましても、3月は中止とさせていただきます。事業といたしましては、29日に予定されております磯の生物観察会を内容といたしました海のミュージアムは屋外の開催で、かつNPO法人ディスカバーブルーの主催事業でございますので、現状では実施の方向で動いております。会議の部分については、9日に予定されておりました臨時自治会体育部長会、10日に予定されておりました自治会教育部会・生涯学習実践委員打合せ会、12日の町民音楽祭実行委員会、13日の体育施設利用団体説明会、23日のスクールサポーター・コーディネーター年度末報告会、24日のチャレンジデー実行委員会は、全て書面会議といたしました。施設関係の対応といたしましては、欄外の記載になりますが、14日より町立体育館、美術館、博物館を臨時休館、学校開放を停止いたしました。公民館につきましても貸し館業務を停止いたしまして、図書館においては、本の貸借のみを行うこととしております。本日までその対応に変化はございません。

裏面をお願いいたします。4月につきましては、新年度の事業へ向けた準備の期間となります。各団体においては定例会などを開催し、事業計画や予算について協議をいたします。21日には青少年指導員協議会が、中旬にはスポーツ推進委員がそれぞれ定例会の開催をいたします。また、中旬から下旬にかけて、まなづる土曜教室運営委員会と放課後子どもいきいきクラブ運営委員会を開催し、それぞれ新年度の運営方針などを協議いたします。下旬には、託児ボランティアの会が総会を開催し、次年度の事業計画や予算案を協議いたします。図書館では、18日におはなし会を予定しております。博物館では、4日に現在開催中の『～知られざる真鶴の海～2020』に係る学芸員による展示解説を予定しております。また、「磯の生物観察会」を内容とした海のミュージアムを11日、25日、29日に予定しております。

1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。以上でございます。

小野係長：

続きまして、学校教育に関するものです。3月の予定をご覧ください。3月2日に町校長会を実施しました。13日金曜日に町教頭会。16日月曜日には、まなづるっ子自立支援コンサルテーション。そして、17日、18日、19日で中学校、幼稚園、小学校の卒業式・卒園式を行いました。全てのお子さんが参加になりま

した。中学校につきましては、「第2卒業式」という形でフリースクールに通っていたお子さんも含めて、全て卒業式を迎えることができました。25日、教育委員会定例会、本日です。幼小中3学期修了式。

続いて、裏面をご覧ください。4月1日、転任採用等教職員辞令交付式。6日月曜日が小学校、中学校の入学式、1学期の始業式です。7日、ひなづる幼稚園の1学期始業式。8日がひなづる幼稚園の入園式。そして、給食調理員安全管理研修会。こちらは毎年行っているものです。9日は町校長会。14日、まなづるっ子自立支援コンサルテーション。21日が町教頭会。27日月曜日は教育委員会定例会を予定しています。報告は以上です。

牧岡教育長：

はい。補足としまして、4月の行事についても研修会、会合等、今後の経営等もコロナウイルスの対応によっては、書面会議、または延期が考えられます。あとは、開催するにしても、広い会場を使って、接近、密接という状況を無くすなど、いろいろな形でその対応を踏まえた会議の開催等になりますので、ご了解いただきたいと思います。ご質問等はよろしいでしょうか。はい。では無いようでしたら、以上をもちまして、真鶴町教育委員会3月定例会を終わります。ありがとうございました。

全員：

ありがとうございました。